

■コンクリート試験等の取扱い標準

令和3年10月1日制定

営繕部

区分	配合計画書の要否 (標仕6.4.3)※1	構造体強度補正(S) の要否 (標仕6.3.2) (標仕6.12.2)	各種試験の要否 (標仕6.9.1)		各種試験の実施者の指定					
			フレッシュコンクリートの 試験 (標仕6.9.2)	コンクリートの強度試験 (標仕6.9.3)	フレッシュコンクリートの 試験 (標仕6.9.2)	コンクリートの強度試験				
						調査管理強度の判定 (標仕6.9.3)	型枠取り外し時期の決定 (標仕6.9.3)	構造体コンクリート強度の 判定 (標仕6.9.3)		
新築・増築・改築等 工事	構造体 ※2	RC造またはSRC造、S造で 階数≧3又は延べ面積>500㎡	○	○	○	○	公的機関 ※6	公的機関	無し ※7	公的機関
		上記以外 (但し、軽易は下記)	○	○	○	○	無し	無し	無し	公的機関
		軽易なもの※3 S造平屋かつ延べ面積<10㎡	○	○	△	△	無し	無し	無し	無し
	構造体以外	○	—	—	—	—	—	—	—	
屋外工事	擁壁	・高さ>5m ※4	○	○	○	○	公的機関	公的機関	無し	公的機関
		・宅造法、都計法29条の許可、届出を要 する擁壁 ・建築基準法第88条に基づく準用工作物 となる擁壁	○	○	○	○	無し	無し	無し	公的機関
		高さ>1m ※4	○	○	○	○	無し	無し	無し	公的機関
		上記以外	○	△	△	△	無し	無し	無し	無し
	へい ※5	・高さ>3m ※4 (建築基準法施行令第71条・第74条)	○	○	○	○	無し	無し	無し	公的機関
		上記以外	○	△	△	△	無し	無し	無し	無し
	その他	建築基準法第88条に基づく準用工作物	○	○	○	○	無し	無し	無し	公的機関
		工作物の基礎 (フック等への基礎など)	○	△	△	△	無し	無し	無し	無し
無筋コンクリート(標仕6.14.1) 街きよ、縁石、側溝など		○	—	—	—	—	—	—	—	
上記以外		○	—	—	—	—	—	—	—	
改修工事	構造体	コンクリート打設量≧1.0㎡/回	○	○	○	○	無し	無し	無し	公的機関
		上記以外	○	○	△	△	無し	無し	無し	無し
	構造体以外	○	—	—	—	—	—	—	—	

凡例 ○：必要 △：原則不要だが個別状況があればその都度判断 —：不要

※1：公共建築工事標準仕様書の適用箇所

※2：建築基準法施行令第1条による構造耐力上主要な部分

基礎、基礎杭、壁、柱、小屋組、土台、斜材(筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。)、床版、屋根版又は横架材(はり、けたその他これらに類するものをいう。)、
建築物の自重若しくは積載荷重、積雪荷重、風圧、土圧若しくは水圧又は自身その他の震動若しくは衝撃を支えるものをいう。

※3：標仕6.9.1ただし書きにより、軽易なコンクリート工事の場合は、市監督員の承諾を受けて、試験を省略することができる。

※4：高さは以下による。

擁壁：地盤面から擁壁の縦壁上端までとする。(西宮市「宅地造成等規制法による宅地造成技術マニュアル」参照)

へい：地盤面からへいの上端までとする。

※5：ブロック塀、フェンス、防球ネットの基礎を含む。

※6：公的機関とは兵庫県「コンクリート工法に関する指導要綱」第8に定められる機関とする。

※7：強度試験の実施は必要で、実施者の指定が無し。コンクリートプラントが実施することも可。

※個別事情により、本取扱標準により難しい場合は、個別に検討するものとする。

※準拠図書：「公共建築工事標準仕様書」、「建築基準法」、兵庫県「コンクリート工法に関する指導要綱」